

## その他の条文

## (目的)

第●条 この条例は、全ての人がいかなる理由による差別も受けることなく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの日本国憲法の理念にのっとり、現在もなお存在する差別や情報化の進展等に伴う状況の変化を踏まえ、多様性を認め合うとともに、全ての人を包摂し、共に生きる差別のない社会を実現することを目的とする。

## (差別の禁止)

第●条 何人も、人種、信条、性別、社会的身分、出身、年齢、性的指向、性自認、障害その他の事由による不当な差別的取扱いをしてはならない。

## (虚偽情報の作成等による人権侵害等の防止)

第●条 何人も、正当な理由がある場合を除き、他人に損害を与える目的又は不当な権利侵害の目的をもって、本人の承諾を得ることなく、その容貌、姿態、音声その他の個人的特徴を模倣し、又は合成した画像、映像等の記録を作成し、これらを真正な情報として公表すること等により、他者に誤認を生じさせ、個人の尊厳を傷つけ、又は不当な差別を助長することがないように努めなければならない。